

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 / 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 有限会社 川浪工業所  
 住所 奈良市富雄北三丁目21番17号  
 代表者氏名 フリガナ ウタハビロツク 代表取締役 渡邊浩二  
 電話番号 0742-45-1221  
 FAX番号 0742-45-1261  
 メールアドレス [kawanami1221@kce.biglobe.ne.jp](mailto:kawanami1221@kce.biglobe.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 1 日

届出者

氏名又は名称 有限会社川浪工業所  
住 所 奈良市富雄北三丁目21番17号  
代表者 氏名 代表取締役 渡邊浩二



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カワナミフクギョウショ 有限会社 川浪工業所		
住 所	奈良市富雄北三丁目21番17号		
フリガナ 代表者の氏名	カワナミヒロツク 渡邊浩二		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	渡邊誠之介 <small>代表取締役</small>	渡邊浩二 <small>代表取締役</small>	令和2年6月1日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和2年6月1日

申請者

氏名又は名称 有限会社川浪工業所

住 所 奈良市富雄北三丁目21番17号

代表者 氏名 代表取締役 渡邊浩二



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良市富雄北三丁目21番17号  
有限会社川浪工業所

会社法人等番号	1500-02-000496	
商 号	有限会社川浪工業所	
本 店	<u>奈良市二名町4820番地</u>	
	奈良市富雄北三丁目21番17号	昭和53年 7月 1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
会社成立の年月日	昭和40年3月19日	
目的	1、水道工事 2、管工事一切 3、前各項に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	3000株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記

奈良市富雄北三丁目21番17号  
有限会社川浪工業所

役員に関する事項	奈良市富雄北三丁目21番17号 <u>取締役</u> 渡邊誠之介	平成3年5月21日就任
		令和2年4月24日辞任
		令和2年5月11日登記
	奈良市富雄北三丁目21番17号 <u>取締役</u> 渡邊伸子	平成15年6月18日就任
		平成15年6月27日登記
	奈良市菅野台4番8-2号 <u>取締役</u> 渡邊浩二	令和2年4月24日就任
		令和2年5月11日登記
	<u>代表取締役</u> 渡邊誠之介	平成3年5月21日就任
		令和2年4月24日退任
		令和2年5月11日登記
	<u>代表取締役</u> 渡邊浩二	令和2年4月24日就任
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	
	平成14年7月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年5月25日  
大阪法務局  
登記官

正 井 義 一



# 定 款

有限会社川浪工業所

令和2年4月24日改定

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和2年6月1日

奈良市富雄北三丁目21番17号

有限会社川浪工業所

代表取締役 渡邊 浩二



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、有限会社川浪工業所と称する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1、水道工事
- 2、管工事一切
- 3、前各項に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

### (公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

### (株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

### (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に譲渡人及び譲受人が記名押印し、これを会社に提出しなければならない。  
但し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その事由を証する書面も添付しなければならない。

### (質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の

書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければ  
ならない。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、  
当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出  
なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様と  
する。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を  
有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使す  
ることができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告  
して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第13条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他  
株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は  
必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権行使する  
ことができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項  
を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使す  
ることができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3  
号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開  
催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をも  
って決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、

あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役 員

(員 数)

第20条 当会社は、取締役1名以上を置く。

(選任の方法)

第21条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第22条 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

- 2 取締役が1名の場合は当該取締役を、2名以上ある場合は代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第26条 配当金がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第27条 本定款に定めのない事項は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び会社法その他の法令に定めるところによる。

以上、当会社の現行定款に相違ありません。

令和 年 月 日

奈良市富雄北三丁目21番17号

有限会社川浪工業所

代表取締役 渡邊 浩二



会社実印